

令和8年度（2026年度）熊本県地域無料就労相談窓口運営事業業務委託 実施要領

1 本業務の目的

身近な地域に無料の就労相談窓口（ジョブカフェ・ブランチ）を設置し、県内在住の女性・高齢者・障がい者・就職氷河期世代等すべての求職者に対して、一人ひとりに対応したきめ細やかな就労支援を行うために本委託業務を実施する。

また、求職者に対応した企業開拓による就職先のマッチングや企業への多様で柔軟な就労形態の提案・働きかけを行うことで、企業における人材確保等を支援する。

2 業務概要

（1）委託業務名

令和8年度（2026年度）熊本県地域無料就労相談窓口運営事業業務委託

（2）委託方法

公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定し、予算の範囲内で業務委託を実施する。

（3）本業務の内容

別添「令和8年度（2026年度）熊本県地域無料就労相談窓口運営事業業務委託企画提案仕様書」（以下、「企画提案仕様書」という。）のとおり。

（4）履行期間

令和8年（2026年）4月1日（水）から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

（5）委託金額の上限

56,019千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は提案にあたっての上限となる金額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定する。

3 事業スケジュール（予定）

①公募開始	令和7年（2025年）12月24日（水）
②質問書受付期限	令和8年（2026年）1月15日（木）17時必着
③参加表明書提出期限	令和8年（2026年）1月21日（水）17時必着
④企画提案書提出期限	令和8年（2026年）1月28日（水）17時必着
⑤審査会	令和8年（2026年）2月2日（月）
⑥受託者決定	令和8年（2026年）2月上旬ごろ

4 担当部局

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1
熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課 県内雇用促進班
電話 096-333-2341（直通） FAX 096-381-6970
E-mail roukosousei@pref.kumamoto.lg.jp

5 公募型プロポーザル方式参加の要件

次に掲げる要件を全て満たす事業所、または複数の事業所による共同事業体とする。

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条及び第33条に規定する有料（無料）職業紹介事業の許可認定を受けていること。
- (2) 本委託業務の担当部局である労働雇用創生課と常に連携が取れる体制にある事業所であること。
- (3) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤及び人員体制を有していること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税に未納がないこと。
- (6) 参加表明書の受付を開始する日以降、契約締結日までの間に熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止期間中でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- (8) 会社更生法、民事再生法に基づく更生または再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (9) 熊本県暴力団排除条例に定める暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (10) 複数の共同事業体の構成員となっての参加や、共同事業体の構成員と単独で重複参加をしないこと。

6 受託者の選定

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

応募書類とプレゼンテーションによる審査を行い、最も高い評価を受けた事業者を受託候補者として選定する。

(2) 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、熊本県

会計規則第95条第1項第1号の規定により単独見積りとする。

(本契約は、公募型プロポーザル方式で実施するものであり、審査結果により契約の相手方が特定されるため、単独見積りとする。)

7 応募手続き

(1) 参加表明書の提出

公募型プロポーザル方式の参加希望者は、参加表明書その他の必要書類（以下、「参加表明書等」と総称する。）を提出すること。

① 提出書類

ア 参加表明書（別紙様式1）

イ 添付書類

（ア）組織体制に関する書類

（イ）有料（又は無料）職業紹介事業の許可証（写し）

（ウ）直近1事業年度の賃借対照表及び損益計算書

（エ）定款の写し

（オ）事業所の履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの（写し可））

（カ）納税証明書

※消費税及び地方消費税並びに熊本県の県税について未納がないことの証明

（熊本県内に本店、支店等がない場合は、本店の所在地の都道府県税に未納がないことの証明書。）

（キ）熊本県暴力団排除条例に関する誓約書（別紙様式2）

（ク）共同事業体の場合は、構成員ごとに上記の書類の他、本業務に係る共同事業体の協定書の写し

※令和8年（2026年）3月31日までの熊本県競争入札参加資格（業務委託）を有する参加希望者については、（ウ）～（キ）の提出は不要とする。

② 問い合わせ先及び提出先

「4 担当部局」に同じ

③ 提出部数

1部

④ 提出期限

令和8年（2026年）1月21日（水）17時必着

⑤ 提出方法

持参または郵送または電子メール送信

⑥ 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、確認結果（参加資格がないと認めた場合は、その理由も含む。）については、参加表明書に記載のアドレス宛てに電子メールにて通知する。

なお、参加資格を認めたものであっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

（2）本業務に対する質問及び回答

① 質問方法

質問は、質問書（別紙様式3）により「4 担当部局」に電子メールで送信することとし、件名は「無料就労相談窓口設置運営事業に関する質問」とすること。

② 受付期間

公募開始日から令和8年（2026年）1月15日（木）の17時までとする。

③ 回答方法

参加を表明しているすべての事業者に対して、質問及び回答を電子メールにより送付する。ただし、質問者の企画提案内容に密接に関係する質問など、個別の回答を要すると判断したものについてはこの限りではない。

（3）企画提案書等の提出

公募型プロポーザル方式の参加希望者（参加資格があると認めた者に限る。）は、企画提案書とその他の必要書類（以下、「企画提案書等」と総称する。）を提出すること。

① 提出書類

ア 企画提案書

- ・表紙（別紙様式4－1）を除き20ページ以内とすること。
- ・A4版（片面印刷）とし、クリップ等で1部ごとにまとめること。（ファイリング不要）
- ・図表等については、必要に応じてA3版（A4版2枚と見なす）での作成も可とすること。

イ 事業者の取組に関する申出書

- ・事業者の取組に関する申出書（別紙様式4－2）及び該当事項に係る添付書類（写）を、企画提案書の次に添付する（該当項目がない場合も添付すること）。

ウ 参考見積書・経費内訳書

企画提案書（別紙様式4－1）、事業者の取組に関する申出書（別紙様式4－2）の最終頁に添付すること。<任意様式>

② 企画提案書の記載内容

ア 次の項目について、別紙「審査項目」に示す内容と対照できるように項目ごとに記載すること。

- ・事業理解
- ・事業体制
- ・個別業務
- ・経済性

イ 企画提案書には、企画提案仕様書8に示す各業務について記載すること。また、提案の理由や背景、PRポイントなどを明確に記載すること。

ウ 専門的知識を有しない者でも理解できるような、分かりやすい表現とするよう配慮すること。

③ 事業者の取組に関する申出書の記載内容

- ア 事業者の取組に関する申出書様式（別紙様式4-2）に基づき、「評価項目・申出内容」及びその「添付書類（写）」該当事項に、現在取得している認証又は登録状況など、該当事項にチェック□を記入すること。
- イ 現在取得している認証又は登録状況に該当事項がない場合も、申出者欄に、参加希望者の住所、名称、代表者職・氏名を提出すること

④ 参考見積書・経費内訳書の記載内容

- ア 経費内訳については次に示す項目毎に整理して記載すること。
 - ・就労支援員に要する人件費（給与、通勤手当、社会保険料等）
 - ・地域人材確保支援員に要する人件費（ “ ” ）
 - ・運営事務局（マネジメント等）に要する経費
 - ・旅費交通費に要する経費
 - ・広報に要する経費
 - ・その他窓口運営委託業務に要する事業費
- （例）パソコン等のリースまたは購入費（取得金額が10万円未満のものに限る。）、電話（携帯）料金・インターネット回線料（回線工事経費等も含む）、コピー料金、郵送料、封筒・名刺等の作成費、その他事務用品購入代、一般管理費、損害保険料

- イ 各経費の積算の根拠を明らかにすること。

- ウ 委託料の対象となる経費については企画提案仕様書「12 委託業務にかかる経費」を参照すること。なお、県が別途措置する備品等の詳細については、企画提案仕様書のとおり。

⑤ 提出先

「4 担当部局」に同じ

⑥ 提出部数

正本1部とその写し5部（計6部）

⑦ 提出期限

令和8年（2026年）1月28日（水）17時必着

⑧ 提出方法

持参または郵送

8 審査の実施

（1）書類審査の実施

企画提案書等提出者が6社以上となる場合は、提出を受けた企画提案書等を基に、担当部局で書類審査を実施し、プレゼンテーション参加者（5社上限）を決定する。

（2）プレゼンテーションの実施

① 開催日程等

ア 日時

令和8年（2026年）2月2日（月）

※詳細については、参加表明書の提出期限後、参加資格の確認結果と併せて参加事業者別に通知する。

イ 場所

熊本県庁 防災センター 311会議室

ウ 持ち時間

プレゼンテーション20分、質疑10分の計30分とする。

エ 資料等

事前に提出した企画提案書等のみとする。他の資料の配布、パソコン・プロジェクトタブ等の使用は不可とする。

② 審査方法

企画提案等の内容について、審査委員会により下記の審査項目に基づく審査を行ったうえで、次の順番により受託者を決定する。

ア すべての審査員が、評点を60点以上と評価した者から選定する。

イ 3名の審査員のうち2名以上が第1順位をつけた者を受託者とする。

ウ (イ)で該当者がいなかった場合は順位の平均値を出して最もその点数が低い者に決定する。

エ (ウ)で順位の平均値が同じであった場合はそれの中でも評点の合計点が最も高かった者に決定する。

オ (エ)で評点の合計点が同じであった場合は審査員の協議により決定する。

③ 審査結果の通知

受託候補者には、選定決定通知を書面にて通知する。

また、プレゼンテーションに参加した受託候補者以外の者に対しては、非選定決定通知を書面にて通知する。

9 契約

受託候補者と企画提案仕様書及び企画提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合に「2 業務概要（5）委託金額の上限」の範囲内で契約を締結する。

なお、契約にあたっては、採用された企画提案の内容・規模等について、双方で協議のうえ、その一部を変更する場合がある。

また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した公募型プロポーザル方式参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

10 契約保証金

受託者は、契約締結に際し、熊本県会計規則第77条の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、熊本県会計規則第78条の規定に該当する場合は、免除する。

11 その他留意事項

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

（2）提出書類等に関する事項

- ① 提出期限までに参加表明書等または企画提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認められないものとする。
 - ② 参加表明書等及び企画提案書等の作成並びに提出に係る費用は参加者の負担とする。
 - ③ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は添付書類も含め参加者に返却しないものとする。
 - ④ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、本プロポーザル方式における受託者候補の選定以外の目的では使用しない。ただし、行政文書の公開請求があった場合、熊本県情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
 - ⑤ 参加表明書等及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は当該参加表明書等及び企画提案書等を無効とし、参加資格の取り消し、落札決定の取り消し、契約締結の保留または契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
 - ⑥ 参加表明書等の提出後にプロポーザル方式への参加を辞退することになった場合は、参加辞退届（別紙様式5）を「4 担当部局」に提出すること。
- （3）受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「5 公募型プロポーザル方式参加の要件」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとすることができる。

（4）熊本県における令和8年度当初予算について、熊本県議会において本事業に係る予算案が減額、否決等された場合は本業務を中止することがある。

なお、本業務が中止になった場合においては、提案書の作成・提出及び本業務の準備に要した費用については、一切補償しないものとする。